

東北学院大学 経営学論集

2016年7月(第8号)

〔論 文〕

規制変化と2つのローカル・コンテキスト

—民泊マッチングサービスを事例に—……………尾 田 基(1)

〔研究ノート〕

海外拠点での能力構築についての一考察

—IMVの初代と二代目の生産立ち上げプロセスの比較から—……………折 橋 伸 哉(19)

〔資 料〕

経営研究所 第41回研究会(シンポジウム)……………(31)

開会の挨拶……………東北学院大学経営学部教授 小池 和彰

税務調査の現状と課題……………税理士 藤村 元

質疑応答

司 会：小池 和彰(東北学院大学経営学部教授)

日 時：平成27年12月5日(土)

会 場：土樋キャンパス8号館841教室

東 北 学 院 大 学

經 營 学 論 集

第 8 号

規制変化と2つのローカル・コンテキスト¹⁾

——民泊マッチングサービスを事例に——

尾 田 基²⁾

本論の目的は、ホテル・旅館産業における民泊サービスの規制変化を事例としてとりあげ、地方の地域内市場環境で競争している企業やそれらの業界団体が、規制変化の意思決定から取り残されてしまう状況について論じることである。制度環境戦略に優れた新規参入企業がロビイング活動を行い、政府の方針やマクロ環境などの外部状況が合致した場合、制度変化は非常に速いスピードで生じることがある。このような政策形成は限定された時間と労力の中で進められるために、限られた範囲内のステイクホルダーの意向や社会的コンテクストを色濃く反映することがある。そのため、地方部の市場環境や業界構造の状況を同業界の監督官庁が代弁しないという問題が生じることを本論は指摘する。

本論は以下6つの節により構成されている。第1節ではホテル・旅館業界の競争環境についての基本的な情報を公統計や各種調査を元に確認する。第2節から第5節にかけては本論で検討する規制変化の主たるプレイヤーであるAirbnb（エアビーアンドビー）の事業概要と、Airbnbが登場した社会的背景について述べる。さらに、法制化の直前にまで円滑に至ったAirbnbの政治戦略上の要因と、追い風となった外部環境の状況を確認する。

これら一連の制度変化プロセスを確認した上で、第6節ではこの制度変化が一部地方の旅館業にとっては望ましくない制度変化であることが明白であり、観光庁も把握していた事実であったにもかかわらず、何故監督官庁がこの問題を黙認して制度変化を進めていったのか、また、反対すべき当事者である旅館業においてもなぜ反対意見を集約し対応することができなかったのかという問題について考察していく。ロビイングに反対する立場は対応が後手に回りがちなことに加えて、地理的に隔離したコンテクストで経営しているローカル企業には問題の重要性が理解しづらい状況であること、またその問題意識を共有し代表すべき存在であるはずの監督官庁にも地理的・時間的・労力的限界があることを論じる。最後に、地方の地域内市場環境に立脚する企業や業界団体が、中央行政の制度変化というリスクに対してどのような備え対応する必要があるかという実践的課題について含意を述べることにしたい。

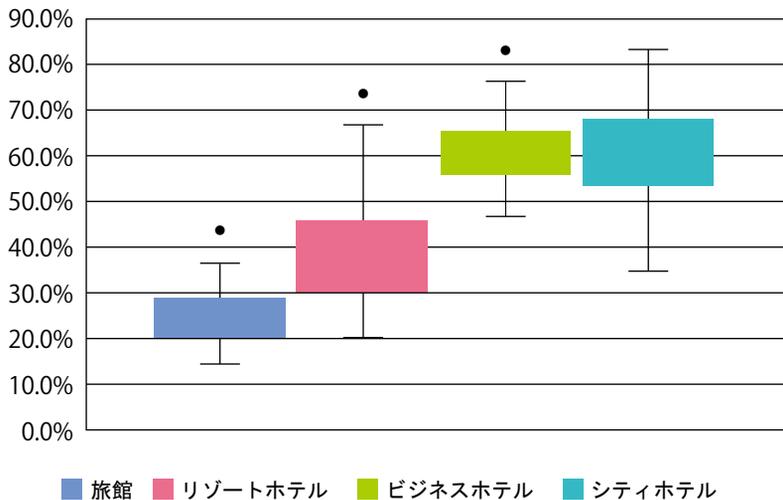
1) 本論は、東北学院大学経営学部専門科目「おもてなしの経営学」(2015年度第12回講義, 2015年12月10日)の講義内容を大幅に加筆修正した物である。講義に際してコメントをいただいた先生方に厚く御礼申し上げる。また、本論はJSPS科研費15K17110の助成を受けて進められている研究の一環である。本論に残る誤りは全て筆者の責に帰する物である。なお、本論は現在進行中の事例を扱っているため、2016年5月現在の状況を元に執筆されていることに留意されたい。

2) 東北学院大学経営学部准教授。

1. ホテル・旅館業のローカル競争環境

本論はホテル・旅館業界における法制度変化を事例として取り上げる。ただし、一口にホテル・旅館業界といっても、地域や業態によってターゲット・セグメントも異なれば経営状態にも大きなばらつきが存在している。まずは公統計を元にそのばらつきを確認することにしたい。図1は業態別の客室稼働率を表している。宿泊業は洋室を中心とするホテルと和室を中心とする旅館に分けられ、ホテルはその用途に応じてリゾートホテル、ビジネスホテル、シティホテルの3種類に区分されている。ホテルと旅館の区分は旅館業法上定められている区分であり、ホテルの3タイプについては観光庁の『宿泊旅行統計調査』内で統計調査上の区分として分類されている。これら4業態について、47都道府県それぞれの稼働率の分散を箱ひげ図として描いた図が図1である。旅館の客室稼働率は平均が25%程度、ビジネスホテルの平均は60%程度と大きな隔たりがある。また、リゾートホテルやシティホテルでは都道府県によって稼働率のばらつきが大きいことが読み取れる。

図1 宿泊施設の業態別稼働率（2015年）



出所)『宿泊旅行統計調査』(平成27年版)より、47都道府県の宿泊施設の業態別稼働率を元に筆者作成。上方の特異点は旅館については東京都であり(42%)、リゾートホテルとビジネスホテルについては大阪府の稼働率が高くなっている。

旅館と各種ホテルは似ている事業のようで、詳細な設計は大幅に異なる。特に4種類の業態の中で大きくターゲット顧客が異なるのはビジネスホテルであろう。顧客は業務上の出張などの非観光目的でホテルを利用することが多く、1人から2人向けの客室を中心とする構成となっている。また、素泊まりで利用されることも多く、睡眠できる場所の提供が本質サービスであるといえる。

観光客を主たるターゲットとするのが旅館とリゾートホテルであり、観光客とビジネス客の両方を対象とするのがシティホテルである。ただし、旅館とリゾートホテルでも対象とする客層は

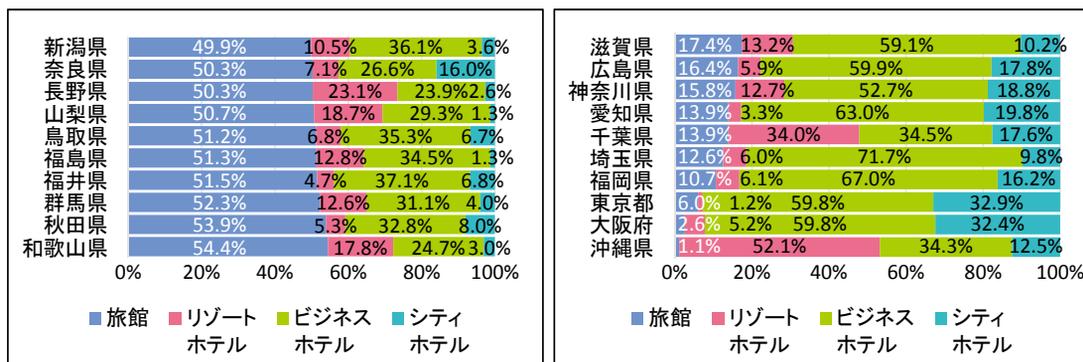
大きく異なることがある。旅館が小規模経営で近隣領域からの顧客を対象都市、宴会・法事などのコミュニティのイベントの場としても機能するのに対して、リゾートホテルやシティホテルは大規模経営であることが多く、顧客は海外からやってくることも多い。商圈の大きさが全く異なるのである。

旅館は和室を主体とすることから、単身利用の顧客への対応が難しく、基本的には家族連れや修学旅行のような団体客などの複数人利用を想定し、食事や温泉といった宿泊以外のサービスを本質サービスに含めることが多い。時代の変化と共に団体旅行の利用が減り、少人数個人客が主体となることで旅館の経営は客室稼働率や稼働客室当たりの利用人数が下がり、全般的には経営状態が苦しくなっている³⁾。

洋室を中心とするリゾートホテルやシティホテルは、補助サービスとして会議室や結婚式場などの大人数向けサービスを保持しているものの、本質サービスは客室であり、単身から2、3人での利用を主たるターゲットとしている。

旅館とホテルの基本的な事業特性が把握できたので、次に各都道府県で供給されている客室数の業態別分布を確認することにしよう。図2はホテル・旅館が供給する客室数に対して、旅館の客室数がどの程度を占めているかを元にランキングを作成し、上位10県と下位10都府県を抜粋したものである。旅館が5割を超える県が9県存在する一方で、東京都・大阪府・福岡県・埼玉県・愛知県などはビジネスホテルの客室数が非常に多く、旅館の客室数は10%程度かそれ以下であることがわかる。

図2 供給客室数に占める旅館客室数のシェア（上位10県と下位10都府県の比較、2015年）



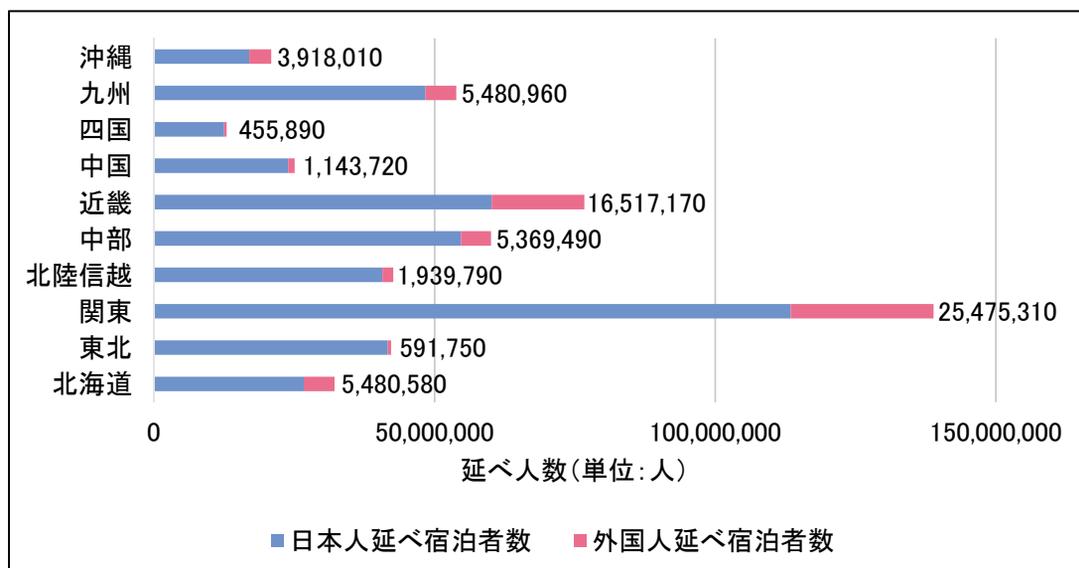
出所)『宿泊旅行統計調査』(平成27年版)より筆者作成。ただし、供給客室数は稼働率と稼働客室数から逆算して推計した値を用いている。

都市部においてはビジネスホテルの稼働率が非常に高く、供給が需要を満たせていないことから、近年では宿泊特化型のホテルやカプセルホテルなど代替宿泊施設の建設が進んでいる(寺田, 2015)。これらの需給逼迫要因のひとつとして、外国人観光客の増加が挙げられる。ただし、

3) 北村剛史(2015)「旅館の事業特性分析とその問題点から見た変革視点」『月刊レジャー産業』2015年1月号, pp44-47。

外国人観光客の増加も東京や関西圏など一部の地域に偏った現象であることには注意が必要である。図3は各地方の延べ宿泊者数を日本人と外国人を区分して示した図になっている。外国人観光客の増加は主に関東と近畿で生じており、北海道と九州がそれに続く動向となっている。四国や東北にはほとんどインバウンド需要の恩恵が生じていない。

図3 地方別観光客数（延べ宿泊者数ベース、2015年）



出所)『宿泊旅行統計調査』(平成27年版)より筆者作成。

これらの地域ごと、あるいは業態ごとの競争環境の特徴は『宿泊旅行統計調査』という公統計にまとめられているデータである。調査元でもあり、また観光振興を主目的とする観光庁は十分に理解している事実である。このことを念頭に置いた上で、近年の民泊サービスに伴う規制変化でこれらの状況が十分に反映された議論が行われたかどうかを確認することが本論の主たる作業となる。ただし、その前に民泊とはどのようなサービスであり、なぜ近年にわたり急拡大しているのかということを理解する必要がある。次節以降では代表的民泊マッチングサービスであるAirbnbの概要と、制度変化に至るまでの経緯を確認していくことにしよう。

2. Airbnbの登場した背景と事業の概要

Airbnbは米国サンフランシスコ発のウェブサービスで、宿泊場所を探す旅行者と空いている部屋を貸したい人のマッチングを行うサービス業である。ホストとゲストの双方から手数料収入を得ることで収益源としている。

2008年にサービスを開始し、2012年のロンドンオリンピックの際にロンドンにおける宿泊需要の高まりにホテルが対応できなかったことから、代替的な宿泊サービスとして民家への宿泊及び

マッチングサイトであるAirbnbは一躍知名度を上げることとなった。2015年現在では、190カ国超、34000都市、200万部屋以上の紹介を行っており、全世界のホテルが提供する部屋数よりも多い部屋数を紹介しているとAirbnbは主張している⁴⁾。

このようなサービスが近年登場するに至った前提としてICTの発達が挙げられる。ICTの発達は次の2つの社会的コンテキストを生み、Airbnbのような民泊マッチングサービスを支える基盤となった。

第1に、ICTの発達により宿泊施設のサービス品質に関する詳細な情報を消費者が入手しやすくなったことが挙げられる。インターネットがない時代にはホテルの部屋の空室状況もサービス品質も電話で問い合わせるか、実際に宿泊先に行ってみて泊まってみないことにはわからない状況であった。ホテルチェーンのブランドが重要な役割を果たしていた時代であったとも言える。消費者にとってホテルのブランドが同一であれば、自身がこれまでに泊まったことがないホテルでも、これまで経験してきた品質と、同一の品質が期待できるという信用情報として、ブランドが機能してきた。

インターネットの発達によって、我々は宿泊先の情報を非常に詳細に知り、また条件を指定することが可能になっており、サービス提供者と消費者との間の情報の非対称性は縮小している。

このような情報のやりとりは、ホテルや旅館などの事業者だけでなく、民家でも同様の検索プラットフォームさえあれば可能であり、Airbnbは各宿泊場所の提供主体の立地や価格、その他の詳細条件や利用者の口コミ情報を蓄積するプラットフォームとなっている

さらに、Airbnbでは宿泊客についても信用情報が蓄積される仕組みとなっている。初回利用するためには実名利用が原則とされるソーシャルネットワークワーキングサービスであるFacebookのアカウントや、パスポートなどの情報を登録する必要がある。さらに、利用するたびにホストからどのようなゲストであったのかについての口コミが蓄積されるようになっていく。価格以外の情報についてのやりとりが容易になることで、今後は信用情報の蓄積が重要となる評価経済の社会がやってくると評する論者もいる（岡田，2011；Rosenbaum, 2011）。

第2に、遊休資産の利活用や貸借、共有といった活動の流行が不動産以外の資産や物品、スキルにおいても広く流行していることが近年の社会的コンテキストとして挙げることができる。古くから物の貸し借りはコミュニティ内で行われてきたものの、ICTの発達により既存の血縁・地縁を超えた範囲で、不要品のやりとりをしたり、物を共有管理したり、貸し借りをすることが技術的に容易になったのである。自動車配車サービスのUber（ウーバー）などとともに、Airbnbはシェアリング・エコノミー（sharing economy）あるいはシェア経済の代表的なサービス例と呼ばれている（総務省，2015；宮崎，2015；Botsman and Rogers, 2010）。

このような社会的背景を元に成長しているAirbnbのサービスが借り手側（ゲスト）と貸し手側（ホスト）の利用者に与えている便益は以下の通りである。

借り手のメリットとしては、ホテルでは提供されないサービスを楽しむことができる、あるいは同程度の品質やサービスのホテルと比較して相対的にコストを節減できるというメリットがある。たとえば、家主との交流を含めて楽しむサービスとして民泊を利用する場合、家主の居住している家の中の一室を

4) 「Airbnbについて」(<https://www.airbnb.jp/about/about-us>)。

借りて宿泊し、夕食を共にしてコミュニケーションをはかるといった楽しみ方をすることができる。

また、住戸全体を借り、ホストと接遇することなく宿泊する形態の利用も多い。普通は住むことができない高級マンションや高級住宅に宿泊する場合には、ホテルの最上級サービスよりも相対的に安価に借りることができる。また、アパートや雑居ビルなどの一室をホテルよりも安い価格で借りるなど、ホテルでは提供されない低価格帯での活用例もある。

貸し手側の活用方法も、これまでに活用方法がなかった不動産を活用する副業に近い形態から、不動産事業として高利回りを企図する場合まで幅広い。相続した実家や長期出張中などの自宅、子供が独立した後の子供部屋などの遊休資産の利活用するケースや、賃貸物件の空き部屋で次の借り手が見つかるまでの機会損失を補填するケースは副業に近い。賃貸物件を短期の宿泊専用に転換して、より高い利回りを見込んだ事業として展開することもある。たとえば、単純化した仮設例として1ヶ月5万円の家賃で賃貸物件として貸し出していたアパートの一室を1泊5,500円（内仲介手数料500円）で貸し出した場合、1ヶ月以内に10泊より多い予約が入れば賃貸物件として運用するよりも高利回りで不動産経営を行うことができる。実際には清掃などの諸費用やゲストとの連絡などの労力負担もあるのでこれほど単純ではないが、Airbnbのようなマッチングサービスを活用した民泊事業は、不動産事業の一業態としても期待されている状況にある⁵⁾。

このように民泊が既存のホテル・旅館よりもコスト優位の状況になっているのは、ホテルや旅館が既存の法律や条例による様々な規制を遵守しているのに対して、民泊では必ずしもそれらのルールを厳格に遵守していないからである。法律上の問題の詳細は後述するとして、本論の関心は、民泊やそれを支えるAirbnbのようなマッチングサービスのような新規サービスの急速に普及する状況が、既存の法律や条例では想定されていなかったという点にある。現行法上違法と判断されるとしても、それは即座に社会悪として断罪されるべき行為ではなく、現行の制度の変更を訴えるべく申し立てをすべき状況であるといえる。

新規サービスを推進するAirbnbや民泊ホストのような新規事業を推進する企業家たちは、自身の提案するサービスを社会に認めてもらうためには政府や行政、あるいは司法といった法システムの専門職に対して自身の事業の正当性を訴えなければならない。このような諸活動はロビイング (lobbying) やパブリック・アフェアーズ (public affairs), アドボカシー活動 (advocacy activity) と称されている⁶⁾。以下では、Airbnbが日本に参入したことで生じた社会的混乱と、

5) Airbnbのデータはオープン化されているため第三者による分析が可能である。2016年5月現在では、AirbDatabank (<http://airbdatabank.xyz/>) やAirLABO (<http://airlabo.jp/>) のような需給状況の分析サービスが存在する。現状の高利回りはサービス開始後2年という市場導入期特有の状況で、今後このようなデータ分析が普及すれば完全競争状態に近づき、価格競争により利回りが下がる可能性があることに留意されたい。

6) 厳格なロビイング規制法がない日本の法体系でロビイング活動を厳密に定義することは難しいものの、ロビイングとは基本的に利益団体（業界団体、経済団体）や企業、PRコンサルティング会社などが政治や行政と非公開・直接のコミュニケーションを行い、自身の主張を伝えることである。公開の場での意見表明は、“アウトサイド”ロビイングと明記するか、他の用語が使われることが多い。パブリック・アフェアーズは特に企業や民間団体による政治参加に関連する諸活動を指す用語であり、アドボカシーは企業だけでなく市民団体や各種専門団体、市民個人による意見表明を含む広い文脈で使われることが多い。本論では以下ロビイングという用語を使用する。

Airbnbがどのようなロビイング活動によって法規制上の問題を解決しようと試みたかについて紹介する。

国内外におけるAirbnbの取り組みは以下の3点に要約できる。第1に、Airbnbは2008年のサービス開始から自社で対応できる範囲の問題については随時解決策を考案し、ビジネスモデルがある程度確立した段階である2014年の5月に日本市場への参入を行った。第2に、Airbnbは現行法上違法と判断されうる状況下で参入を行い、1年間以上の実働実績を作ることに成功した。第3に、政府行政に対して直接・非公開の接触を行い、行政が2015年11月に「民泊サービス」のあり方に関する検討会を開始する前の段階ではすでに主要な主張と検討するための情報提供を終えていた。実際の法制化は2017年度の通常国会が予定されており、2016年5月の本論執筆時点では不確定要素を残しているものの、これまでAirbnbが日本国内で行ってきたロビイング活動は非常に円滑に進められている事例であると見受けられる。

以下第3節では日本参入以前のAirbnbの状況と諸外国における法制化の動向を確認し、第4節では日本国内でこの規制に関連する各種ステイクホルダーとその立場を確認する。第5節では日本の中央行政でどのような合意形成と制度設計プロセスが生じたのかを検討していく。

3. サービス初期に生じた諸問題とAirbnbの対応、残された外部不経済の問題

民家への宿泊が大々的な事業として展開されるような状況を、既存の社会や法システムは想定していない。Airbnbのサービス開始初期には様々な問題が生じ、Airbnbはその都度解決策を講じてきた。主な問題や要望を挙げれば、設備・備品の破損に対する弁償問題や、借り主が宿泊期間後も出て行かないといったトラブル、同居人が自身の同意を得ずに部屋を貸し出したのでやめさせたい、賃貸期間中に貸し主あるいは借り主が死亡した、ゲストが夜通しでパーティーを行い騒音問題が生じた、貸し主による監視カメラの設置や盗撮の問題等、多様な問題がこれまで生じてきており、Airbnbはその都度解決策を検討してきた⁷⁾。

たとえば部屋や什器の破損の問題に対しては、Airbnbはホストに対して最大1億円を保障する保険を用意することで問題を解決した。また、借り主の同意が得られない限り監視カメラ等の撮影を行ってはならないことが利用規約に明記された。またホストの側でもごみの捨て方や喫煙箇所の指定など様々なトラブルに対応するためのノウハウが蓄積され共有されるようになった。このようにAirbnb自身やホストの努力で解決出来る問題も多いが、騒音問題のように何らかの外部性が生じてしまい、当事者間だけでは解決できない問題も残っている⁸⁾。

外部性とは、ある取引が行われることによって、取引の当事者ではない第三者に生じる影響のことで、特に、望ましくない影響が生じる場合を外部不経済や負の外部不経済と呼ぶ。外部不経済は、課税や補償などで外部性を内部化する他、法律による直接規制などの手段で是正される必

7) 『Newsweek (日本版)』(2015年2月3日号)「Airbnb宿泊の意外な落とし穴」pp.48-50。

8) 「第5回 「民泊サービス」のあり方に関する検討会」港区提出資料、新宿区提出資料、渋谷区提出資料に自治体の対応状況に関する記載がある (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000110163.html>)。

要がある。

諸外国では容認する法制備を行う地域もあれば、制限する法整備を行う地域もある。アムステルダムやロンドンでは住まいの短期賃貸を許可する法律が成立するなど、Airbnbの事業に対して肯定的な法制度が成立している。逆に規制が強められた事例としてはニューヨーク市の事例が挙げられる。ニューヨーク市では物件の保有者が不在の状況で30日未満の貸し出し禁止とされ、罰金措置も法制化された。Airbnbはニューヨーク市専用のウェブサイトを開設して、いかにAirbnbのサービスが豊かな交流の場となり、また同時に中流階級にとって生活の支えとなる副業として成立しているかを主張し、利用者を巻き込んだキャンペーンを展開している⁹⁾。

4. 国内における関係するステイクホルダーとその主張

以上に見てきたように、国外における法制化では勝敗様々な状況ではあるが、自社の努力で解決できる問題についてはおおむね解決した状態で、2014年5月、Airbnbは日本法人を設立し日本市場に参入した。

社内で解決できない法制度上の問題としては次のような事項が想定された¹⁰⁾。旅館業法（厚生労働省所管）では、建物全体の大きさや衛生面の規制、伝染病の予防を目的とした宿泊客名簿の管理が定められている。また、建物自体への規制としては消防法（消防庁所管）も関連している。不特定多数の人が出入りする場所は、普通の住居よりも規制が厳しく定められており、一般的な民家を貸し出す場合には基準をみだしていない可能性が高い。旅行業法（観光庁）では、仲介者に対する登録管理が定められており、Airbnbのようなマッチングサービスは仲介業に該当する可能性が示唆されている。その他、諸外国では税収上の取り扱いが問題になっていることがあるが、日本国内の議論では明確化されていない。

立地に関連する問題として、都市計画法（国土交通省所管）や関連する地方自治体の条例によってホテル・旅館を建設することができる地域は限定されていることが通常であり、一般の民家はこれらの地域外に立地していることがある。

その他、法制度上の問題ではないものの、ホストとゲスト以外の第三者が関係する民事契約上の問題も存在する。賃貸住宅の場合、事業活動目的の利用を禁止している賃貸契約に違反する可能性が挙げられる。また、持ち家であっても住宅ローンの借入れ契約では同様の問題が生じている可能性が考えられる。これらの問題を解決するために法律の変更は必要ないが、ガイドラインなどの行政指導や自主規制が求められる。

このように第三者に与える外部不経済を抑止すべく様々な規制が施行されているのが先進国の法体系であり、多様な法律上の問題を解決しなければ新規のシェアサービスは合法的な経営をすることができない状態にあるといえよう。

9) Airbnb action NEW YORK (<https://www.airbnbaction.com/new-york/>),

Airbnb Hosts to City Council: "You're invited!" (https://www.youtube.com/watch?v=MhjL6XM_Qq8).

10) これらの論点は概ね2015年11月現在の論点であり、今後も変化する可能性がある。

Airbnbはこれらの法制度上の問題に向けてのロビイング活動を行っているものの、ニューヨーク市の事例のように市民社会に訴えるアウトサイド・ロビイングは用いず、行政官や政治家との非公開・直接折衝を主体とする戦術を用いている。ロビイングに向けた準備は日本法人の立ち上げ当初から行っていたものと推測される。2014年7月から2015年6月の1年間は活用実績と利用者データの収集に集中し、アピールできるだけの材料がそろった2015年の後半ごろから、日本法人の田邊泰之代表取締役は各種業界メディアや講演の回数を増やし、その都度法制化にあたっては行政と対話する姿勢があることを示している¹¹⁾。

規制設計に関わるステイクホルダーには賛成派から反対派に至るまで多種多様な主体が考えられる。2015年11月現在での日本国内でこれらの民泊サービスに関係する各種ステイクホルダーを確認し、それぞれの利害関係を整理すると、大きく分けて7通りのステイクホルダーに分けることができる。

第1に、民泊マッチングを行う仲介業者である。Airbnbのように規制改革前の事実上違法状態で営業を進める企業もあれば、現行の規制は遵守したり回避したりすることで、あくまで合法的な範囲内での参入を試みる業者も存在する。

たとえば、五島列島の五島民泊潮騒塾では、消防法令適合認定や旅館業法の営業許可を取得したうえで民家での宿泊の斡旋を実施している¹²⁾。また、とまれる(株)は国家戦略特区での参入を予定している。マッチングサイトTOMARERUの運用について同社は雑誌のインタビュー記事において「旅館業法の取得要件を踏まえると一般的な民家で旅館業の認可を受けるのは不可能に近く、現状法的にブラックなので当社はホワイトになってからスタートするつもりです」と表明している¹³⁾。

第2のステイクホルダーは、民泊のホスト側に関係する個人や企業である。副業や不動産事業として部屋の貸し出しを行いたい個人や企業だけでなく、それらの物件の流通に関わる不動産業やサプリース会社、さらにはホスト向けにクリーニングなどのサービスの外注や、営業ノウハウを提供する間接的な支援サービス業者など、幅広い職種が含まれる。第3のステイクホルダーはゲストとしてマッチングサービスを利用する個人である。安価に泊まりたい消費者や、外国人観光客などが挙げられる。

第4のステイクホルダーとして、事実上の競合であるホテル・旅館業界が挙げられる。旅館業法や消防法などの規制を遵守し、コスト負担をしている彼らは、異なる規制・コスト負担で競争

11) 『月刊レジャー産業資料』(2015年7月)「法的クリア前提に着実な進展へー民泊最大手が革新する旅行スタイル、喚起する新たな宿泊需要とは」p.52。

CNET Japan (2015年8月28日)「空き部屋シェア「Airbnb」流の“おもてなし”ー日本代表インタビュー」(<http://japan.cnet.com/sp/target2020/35069525/>)、Travel vision (2015年12月17日)「トップインタビュー：Airbnb Japan代表取締役の田邊泰之氏」(<http://www.travelvision.jp/interview/detail.php?id=70458>)。

12) 「五島民泊潮騒塾よくあるご質問」(<http://www.gotominpak-siosaijuk.jp/qa/>)。

13) 『月刊レジャー産業資料』2015年7月号、p.54。

させられるのは不公正だ、と主張している¹⁴⁾。

ただし、近年供給量不足が生じていることは、ホテル・旅館業界にとっての弱みとなっている¹⁵⁾。インバウンド需要やオリンピックに向けて、一時的な需要拡大が見込まれるが、いずれ人口減少することを想定すると、ホテルの新設による供給量拡大は容易ではない。Airbnbにとっては需要にホテル・旅館業界が対応できていない状況下である間に合法化をしてしまいたい状況であるといえよう。

第5のステイクホルダーは、物件の近隣住民やマンションの管理組合など、民泊の利用者から迷惑を被る可能性がある人々である。夜中に騒がしくされる、ゴミの出し方が徹底されていない、治安上のトラブルから物件価値の低下まで、様々な懸念が考えられる。

たとえば、ブリリアマーレ有明という高級タワーマンションでは、2013年にシェアハウスなどを禁止するマンション管理規約を制定することで民泊利用がないように自衛策を講じている¹⁶⁾。また、マンションの販売業者もあらかじめ規約上民泊禁止を謳うことで、購買見込み客の不安を除くように取り組んでいる事例もある¹⁷⁾。これらの取り組みは民泊に対して消極的な姿勢を示していると理解できるが、同時に、これはマンション自治で対応できる問題であり、条例や法律による一律規制を必須とする問題ではないという判断を示しているとも解釈できるため、法制度の立案段階においては、部分的な反対勢力であるとみなすことができるだろう。

第6のステイクホルダーは政府と政治家である。特に安倍政権ではアベノミクス第3の矢として規制改革を掲げており、民泊に関連する問題解決は規制改革会議の議題にも挙げられている。

第7のステイクホルダーは各省庁や地方自治体などの行政機関である。民泊の場合、国交省(建築基準法、安全管理)や消防庁(消防法、安全管理)、観光庁(旅行業法、観光立国の推進)、厚生労働省(旅館業法、衛生管理・治安管理)、その他地方自治体(都市計画、保健所管轄、旅館業法の認可等)などの法律や所管が関わっている。

本論では政府や政治家、行政官といった公的システムに帰属するステイクホルダーについても、他のステイクホルダーと同様に合理的選択に基づいて行動するという仮定をおいて以下の分析を進めていく。社会全体の厚生増大のために従事しているアクターであっても、自身の利得を大きくすること、自身の損失やコストはなるべく少なくするように行動すると仮定するのである。具体的には、政治家の場合、選挙の票に繋がる問題やマスコミで話題になるような目立つ成果など、セイリアンスの高い問題に関心を寄せる傾向があると想定する。また、各省庁の行政官について

14) 一般社団法人日本旅館協会「民泊問題について」(<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000106937.pdf>) (第2回「民泊サービス」のあり方に関する検討会提出資料)。

15) 例外的に、宿泊特化型のホテルや、カプセルホテルなどの簡易宿泊所の供給は増えている。カプセルホテルなどの簡易宿泊所は、窓がなくても対応できるので、既存のビルの中にカプセルのモジュールをはめ込むことで比較的容易に施工することができる。

16) 『日経ビジネス』「中国人マンション“爆買い”の弊害」2015年07月27日号, pp. 16-18。ブリリアマーレ有明ブログ「日経ビジネスの取材を受けました&Airbnb等を利用した貸し出しの禁止を定めた管理規約第12条4～7項を公開します」(2015年8月2日), (<http://bma33.com/blog/115.html>)。

17) 『日本経済新聞』(2015年12月8日, 電子版)「民泊禁止の新築マンション 住友不動産、住民の不安考慮」(http://www.nikkei.com/article/DGXLASDZ07HYW_X01C15A2EA1000/)。

は、所管の法律や事業において、滞りなく円滑に、継続的に行政運営ができていること、何らかの問題が発生した場合は速やかに事態の把握ができる連絡体制が整っていることを重視する。政治家のように目立つ高成果を求めるといっても、むしろ失点が少なく長期的にみてリスクの小さい状況をよしとするアクターとして仮定する。

5. 近年の規制設計の動向

Airbnbが参入する以前から、民家への宿泊を活用した観光事業の取り組みはいくつか行われていた。たとえば、小中学校の修学旅行の一環に民家への宿泊が組み入れられる事例や、農林水産省が食育の一環として小中学生を農家に宿泊してもらおう事業などが企画されており、規模こそ小さかったものの、関連する法律上の問題は2013年以前の段階から一部の省庁では把握されていたようである¹⁸⁾。ただし、当時の企画を主導した文部科学省や農林水産省は今回の制度変化に積極的に携わっているわけではない。

また、2013年12月に成立した国家戦略特別区域法により、旅館業法を特例で適用除外できる仕組みが導入されている。ただし訪日外国人客向けに限定され、7日以上滞りなどの条件が厳しいこと、自治体が導入を決定し条例を制定しなければならないため、現状でも東京都大田区や大阪府など一部の自治体が活用しているにすぎない。2014年頃の印象としては、特区の中での対応はその後の変化に繋がらずに立ち消えになってしまう可能性もあり、合法化できるかどうかは不明瞭な状況にあった。

大きく状況が動き始めたのは「規制改革実施計画」（閣議決定、2015年6月30日）の中に民泊や民泊のマッチングサービスに関する言及が含まれたことであった。少なくとも政府首脳はこの件について前向きに検討する意向を持っていることが文書に明記され、各省庁は検討をせざるを得ない状況になったからである。仮に何らかの事情で行政が検討したくない事情があったとしても政策課題として明記された以上は、“なかったこと”にはできなくなったといえる。

2015年の半ば以降に民泊に関する各省庁の調整が行われはじめ、2015年11月27日には観光庁と厚生労働省を事務局とした「民泊サービス」のあり方に関する検討会の第1回会合が開催されることとなった。以下ではこの検討会の開催内容を検討することで、検討会の前後でどのような合意形成がなされてきたかを確認することにしよう。表1は検討会に招聘された各種ステークホルダーの一覧と提出した資料の文量、また、事務局がまとめた論点の数を一覧にした表である。表2は同検討会に各省庁が提出した資料とそのタイミングをまとめた表である。

第1回に各省庁による説明が行われた後、第2回から第6回にかけて各ステークホルダーの聴取が行われている。焦点となっている問題について、各ステークホルダーの立場が確認されると共に、議論が進められ、論点の洗い出しが行われる。最初から論点が全て整理されているわけで

18) 『地域経済情報』「勢いづく民泊型修学旅行」(2011年7月)、pp.6-10、『農家の友』「特集 農家民泊のチカラ—食育が未来を変える—」2014年4月号、pp.20-35。和田蔵次「農村民泊と地域再生」『信州自治研』2011年9月号、pp.20-27。

はなく、議論を通じて各アクターが新たな論点を創出して、説得を行う。事務局は新たな論点があるとその都度だされた意見を要約してメモにまとめている。メモは数回作成され、第1回から継続的に論点を網羅している「基本的な視点と想定される主な論点」の他、第4回から「検討の

表1 「[民泊サービス]のあり方に関する検討会」のヒアリング対象と論点

回数	ヒアリング団体名	資料の長さ	事務局	資料の長さ
第1回 2015/11/27	ヒアリング無し		今後の検討に当たっての基本的な視点と 想定される主な論点（案） 諸外国における規制等の状況について	スライド5枚 スライド3枚
第2回 2015/12/14	Airbnb,Inc. 一般社団法人新経済連盟 一般社団法人日本旅館協会 一般社団法人日本ホテル協会 一般社団法人全日本シティ ホテル連盟	スライド50枚 スライド47枚 A4版2枚 A4版1枚 A4版1枚	今後の検討に当たっての基本的な視点と 想定される主な論点（案）について	29の意見追加
第3回 2015/12/21	内閣官房IT 総合戦略室 一般社団法人日本旅行業協会 株式会社百戦錬磨	スライド13枚 スライド8枚 A4版18枚	今後の検討に当たっての基本的な視点と 想定される主な論点（案）について	18の意見追加
第4回 2016/1/12	内閣府規制改革推進室 規制改革会議における民泊 サービスに関する検討につ いて 民泊サービスの推進に関す る意見（平成27年12月21日 規制改革会議） 株式会社スペースデザイン	A4版2枚 A4版6枚 スライド16枚	今後の検討に当たっての基本的な視点と 想定される主な論点（案）について 諸外国における規制等の事例について	32の意見追加、 方 向性素案提出
第5回 2016/1/25	京都市 港区 新宿区 渋谷区	A4版9枚 A4版1枚 スライド8枚、 A4版2枚 2枚	今後の検討に当たっての基本的な視点と 想定される主な論点（案）及び検討の方 向性（案）について	22の意見追加、 方 向性（案）に2点 追加、その他加筆
第6回 2016/2/29	管理組合法人プリリアマー レ有明Tower&Garden	スライド6枚	今後の検討に当たっての基本的な視点と 想定される主な論点（案）及び検討の方 向性（案）について 早急に取り組むべき課題への対応状況に ついて 一定のタイプの民泊について、旅館業法 の許可の枠組みを適用する必要性・妥当 性の検討について（主な意見概要）	32の意見追加、 方 向性（案）に6点 追加、その他加筆 スライド1枚 A4版1枚、11項 目

表1 続き 「民泊サービス」のあり方に関する検討会」のヒアリング対象と論点

回数	ヒアリング団体名	資料の長さ	事務局	資料の長さ
第7回 2016/3/15	ヒアリング無し		「民泊サービス」のあり方について（中間整理）（案） 今後の検討に当たっての基本的な視点と想定される主な論点（案）及び主な意見概要	33項目、A4版6ページ 28の意見追加
第8回 2016/4/12	一般社団法人民泊協会 とまれる株式会社 北原構成員（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会）提出資料 川口構成員（公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）提出資料	スライド16枚 スライド11枚 スライド4枚 スライド6枚	「民泊サービス」のあり方について（中間整理）（PDF：321KB） 早急に取り組むべき課題への対応状況	A4版9枚 名簿等や検討会の概要が加わった他、若干の加筆のみ A4版12枚
第9回 2016/4/22	ヒアリング無し		民泊サービスの制度設計について	スライド5枚

出所）厚生労働省「民泊サービス」のあり方に関する検討会（2016年5月10日閲覧）

（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=312986>）。ただし、検討会は継続中であることに留意が必要である。

方向性」, 第7回からは「民泊サービス」のあり方について（中間整理）」と3段階に渡って徐々に最終報告書のひな形となる公式見解を作成している。第9回は一転して各省庁が詳細なルール設計を行う会合となっている。これらの会合は約2週間に一度のペースで進められ、2016年の夏頃には最終報告書が提示される予定である。

この種の行政機関が行う会合には、予定調和的な側面と創発的な側面がある。たとえば、第1回の開催時点で委員の人選や、誰を座長とするのか、各省庁の論点、程度の差こそあれ、何らかの形で法制化に向けた成果を出すことといったことはこの検討会が開催された時点で既に決まっていることである。また、第1回の資料にはAirbnbの詳細なデータが付与されており、第2回のヒアリングにAirbnbが招かれていることから、事務局との実質的な意見交換は検討会の開催以前の段階で既に行われていると理解できる。

表2 「民泊サービス」のあり方に関する検討会」における各省庁提出資料

各省庁提出資料				
	観光庁	厚生労働省	国土交通省	消防庁
第1回	宿泊需給の状況について	旅館業に関する規制について	建築基準法関係	住宅の一部を民泊として活用する場合に想定される消防用設備等について
	旅行業法の概要	国家戦略特別区域における旅館業法の特例について 旅館業法遵守に関する通知に係る フォローアップ調査結果の概要		
第2回				
第3回	宿泊需給の状況について	簡易宿所について		
第4回	平成27年度観光庁補正予算について	旅館業法の遵守の徹底について (平成27年11月27日付け通知)		
第5回				
第6回				
第7回				
第8回	明日の日本を支える観光ビジョン構想会議について			
第9回		旅館業法遵守に関する通知に係る フォローアップ調査結果の概要	特別用途地区（建築基準法第49条）	自動火災報知設備について
第10回以降			未定	
	観光庁	厚生労働省	国土交通省	消防庁

出所) 厚生労働省「民泊サービス」のあり方に関する検討会（2016年5月10日閲覧）
 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin.html?tid=312986>)。ただし、検討会は継続中であることに留意が必要である。

逆に、この検討会の異例な点としては、検討会の中に旅館業法の関連政省令の変更が実際に進められていることであろう。通例であれば第2回から第6回にかけては省庁以外の立場のヒアリングが優先されるどころ、第3回で厚生労働省が簡易宿所に関する資料を提示している。その後、第5回会合の検討結果を受けて、簡易宿所の規制の一部を緩和する政令案の改定を2016年2月に発表、パブリックコメントによる意見募集をへて2016年4月からは実際に政令が施行されたのである。民家の貸し主が簡易宿所の登録を実際に行うかどうかは未知数だが、目に見える形で実績を2015年度内に積み上げていく政府・行政の姿勢が確認できる。

その他の創発的な側面としては、第6回でマンションの管理組合がヒアリング対象として登場していることや、第8回でようやくホテル・旅館業からの反論がなされている点あげられる。積極的に反対する立場であるはずの日本旅館協会や日本ホテル協会は本来貴重なヒアリングの機会である第2回会合に十分な準備をして臨む必要があったが、A4版で1-2枚程度の資料しか用意していない。この点は50枚近いスライドを用意している推進側のAirbnbや新経済連盟と好対照である。後手に回らざるをえないという側面もあるが、事務局である観光庁や厚生労働省がホ

テルや旅館の業界団体の資料作成を積極的に支援するような根回しをしていないと解釈することもできるので、事務局にとっては予定通りの進行であるといえるかもしれない。

6. 政策決定というローカル・コンテクスト

検討会の委員の言葉を借りるならば、これらの制度変化は“スピード感をもって”進められてきたように思われる¹⁹⁾。民泊のマッチングサービスが実際に合法化されると、非常に多様なターゲット・セグメントを対象とした宿泊サービスにおいて新規参入ができる状況が整うこととなる。実際に参入が生じるかどうかはわからないが、少なくとも論理的には大きく全国の宿泊関連事業の業界構造を変化させる制度変化であることは疑いようのない事実である²⁰⁾。

また、第1節で確認したように、ホテル・旅館業の需要動向やニーズへの対応状況は地域によって大きく異なっている。改めて要約するならば、インバウンド需要等で需給が逼迫しているのは関東と関西圏に限られており、これらの地域ではビジネスホテルにおいて国内の出張用途の消費者と客室の奪い合いが生じている。また、これらの地域では旅館が少なく、外国人の家族連れに対応できるような収容人数の多い客室は特に供給不足の状況となっている。まさにAirbnb等による民泊サービスはこれらの問題の解決に寄与することが期待されている。

地方部に目を向けると、かつての団体旅行に対応していた大規模和室を中心とした旅館が多く存在し、これらの旅館は個人旅行のニーズへの対応の最中にある。また、各種大規模イベントが地方で開催される際には十分な収容能力をその地域が保持していないという問題も抱えている。平時には供給過剰だがイベント時には供給不足という問題が生じている状況で、さらなる供給要因として民泊が登場しており、東京や大阪などの大規模都市圏と地方部とは直面する課題が大きく異なる状況であるといえる。

このような地域特性の問題は、「民泊サービス」のあり方に関する検討会」では、会合の当初から指摘されていたものの、主たる論点となることはないままに議論が過ぎていった。第1回の会合の時点で観光庁は全国の需給動向に関する資料を提示しており、論点メモ（「今後の検討にあたっての基本的な視点と想定される主な論点」）においても、当初から「地域ごとの宿泊需給の状況」という項目が用意されている。ところが、第7回に至っても、メモに追加された文言は「地域によって事情が異なる中で、全国一律の民泊制度を作るのではなく、各地域によって柔軟に対応できるように枠組みとなることが望ましい」という一言が加えられたのみであり、第8回の「中間整理」の文書に残った文言は第1回の時点と同じく「地域ごとの宿泊需給の状況（中略）に留意」のみであった。

地方の旅館やその業界団体は、ステイクホルダーでありながらもこの制度設計において十分な存在感を発揮することなく、自身の利害に関連する問題について然したる主張をすることもなく

19) 第1回検討会議事録, 松村構成員の発言, (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000111667.html>)。)

20) どの程度の影響がでるのかは本論の執筆時点では未だ明らかではない。Airbnbが大都市部以外に普及するには時間を要するので、大きな問題にならない可能性も残されている。

制度変化を迎えようとしている。このような状況をどのように解釈すれば良いだろうか。

本論では地方旅館の意見の不在を2つのローカル・コンテクストという観点からまとめることにしたい。1つめのローカル・コンテクストとは、地方の旅館やホテルがその地域内の市場環境・社会環境の中で経営されているという意味である。これらの企業は大都市部の企業とは異なる問題に直面しているし、Airbnbのホストは都市部を中心にサービスを展開しはじめるので、Airbnbが合法化される脅威は地方の旅館やホテルにとって実感のわきにくい問題である可能性が高い。しかし、実際に法制化された後には、需給が逼迫している大都市部よりも、既に供給過剰な状況にある地方部の方が深刻な問題となる可能性がある。大都市とは異なるコンテクストで日々の経営を行うことが、全国一律に適用される法制度の変化によって思わぬリスクとなることがあるといえよう。

2つめのローカル・コンテクストとは、政策意思決定の場もまた震ヶ関を中心とした地理的に狭い範囲の社会状況や日常的な問題意識に左右されているということである。今回の事例では、観光庁は地域毎の市場環境の違いを認識しながらも、他の要素を優先させてこの問題を大きく取り上げることは無かった。それは政府・政権の意向かもしれないし、単に大都市部の方が市場規模として大きく、インバウンド需要も期待できるという比較考量を行ったのかもしれない。

本事例の検討会のように、日本の審議会や研究会など、行政上行われる会合の場では、観光庁の行政官がとりまとめの事務局を務めている。しかし、日常的には、観光庁の行政官はホテルや旅館業の利害関係を代表する代理人としての役割も担っている。このような二つの役割を曖昧に使い分けることが許されているために、日本の政策意思決定ではどの意向がどのような理由で優先されたのかは不明瞭な部分が多く残される。このような状況下では、明確なステイクホルダーでありながら議論の場に登場しないアクターが存在したり、重要な論点が提示されているものの大きく議論されないまま見過ごされるということが生じてしまうのである。

最後に、本論から得られる実践的含意を述べておきたい。大都市圏と地方で競争環境が大きく異なることが予期される局面では、政策決定の現場から遠いことが競争環境上のリスクとなることを理解しておく必要がある。地方に立地する企業や商工会は中央との市場環境がどのように異なっているのかを簡潔に伝えられるように日頃から中央との対比を明確にした資料作成をしておく必要があるし、地方行政は自身の職責を超えた意見表明を中央行政に向かってできる準備を整えておかなければならない。一見無関係に見えるような他の地域の競争環境が、全国一律に適用される法制度の変化する局面では非常に重要な意味をもつことがあるといえよう。

参考文献

- 岡田斗司夫 (2011) 『評価経済社会 ほくらは世界の変わり目に立ち会っている』ダイヤモンド社。
- 総務省 (2015) 『平成27年版 情報通信白書』
- 宮崎康二 (2015) 『シェアリング・エコノミー —Uber, Airbnbが変えた世界』日本経済新聞出版社。
- 大和香織 (2015) 「インバウンドと地域別宿泊需要」『金融財政ビジネス』2015年8月20日号, pp.16-19。

Botsman, Rachel and Roo Rogers (2010), *What's Mine Is Yours: The Rise of Collaborative Consumption*, Harper Business (小林弘人監修・関美和訳 (2010) 『シェア <共有>からビジネスを生み出す新戦略』日本放送出版協会。).

Rosenbaum, Steven (2011). *Curation Nation: How to Win in a World Where Consumers are Creators*. McGraw-Hill Education (田中洋監訳 (2011) 『キュレーション 収集し、選別し、編集し、共有する技術』プレジデント社。).

参考資料は脚注に表記した。ウェブページの閲覧は2016年5月10日に最終確認を行っている。

【資料】

東北学院大学経営研究所 第41回研究会（シンポジウム）

開会の挨拶

東北学院大学経営学部教授 小池 和彰

税務調査の現状と課題

税理士 藤村 元

質疑応答

司 会：小池 和彰（東北学院大学経営学部教授）

日 時：平成27年12月5日（土）

会 場：土樋キャンパス8号館841教室

開会の挨拶

小池和彰

東北学院大学経営学部教授

皆さん、こんばんは。東北学院大学経営学部の小池和彰です。本日は、税理士である藤村元先生に、『税務調査の現状と課題』というテーマでお話をいただくことになっています。

税務調査は、国民に対する国家権力の行使として、圧倒的な存在感を有しています。国税庁の使命は、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現することであり、税務調査は、この使命の実現のために行われるものです。

税務調査の件数は、震災の影響で一時減少しましたが、税務署は、現在、調査件数を増やそうとしています。これから増加傾向にある税務調査の現状は、どのようなものでしょうか。今回は、税務調査にお詳しい藤村先生をお招きして、税務調査の現状と課題について、実体験等も交えて、お話ししていただきます。盛大な拍手をもってお迎えください。藤村先生、よろしく願いいたします。

税務調査の現状と課題

藤 村 元

税理士

ただ今、ご紹介いただきました、税理士の藤村でございます。本日はテーマが税務調査ということでございまして、題名は立派でございしますが、中身はそれほどではないだろうというふうには、私は思っております。ただ、充てられた1時間程度の時間でございしますが、精いっぱい、私の考えていることなり、これまで経験したことを、皆さまがたにお話し申し上げまして、税務調査とは一体何なのかということ、ぜひ考える契機にいただければありがたいというふうには思っております。

私の経歴を簡単に申し上げますと、私は平成14年7月に、仙台国税局を退職いたしまして、辞めてから13年になります。従いまして13年前のことしか分からず、昨日のこと聞かれてもちょっと分からないというのが実情でございます。そして、勤続年数は約38年間でした。その大部分は法人税、源泉所得税関係の事務に従事してきました。所得税も、最初の頃4年半ばかり担当いたしましたのですが、大部分は法人税関係の仕事でございます。ということで、私は法人税関係の仕事に携わってきたとっていいと思います。

何か疑問点が途中でありましたら、話の途中でも結構でございますので、手を挙げていただきまして、お願いしたいと思います。なお、最後に質問の時間が約20分間セットされておるようですから、そのときにまとめて質問されても結構でございます。それでは座ってお話し申し上げます。

『税務調査の現状と課題』ということで、表題は立派でございしますが、内容は先に申したように、学問的なテーマではないことだけは確かでございます。そういうことで、一つご理解を願います。

税務調査の現状と課題

税理士 藤村 元

『税務調査とは』と、大上段でそれをかぶりますと、恐らくこういうことだろうと思います。納税者が、税法の定めに基づいて、納税義務を適正に履行しているかどうか。これを国税の担当者が検査することです。こんな感じになるのではないかと思います。ただ、その調査といいますが、1日ぐらいの調査から何年にもわたる調査もあります。査察の場合も、結構長いものもあるんですけど、例えば、私が退職間際にやったのは、最後の方では、課長、次長、部長、と3年あったんですが、資料調査課長というときに担当した調査事案は、次の年は私は次長というのになりました。最後には調査査察部長という部長になりました。だから、足かけ3年で処理したという事案もあります。仙台国税局管内ですね。最後には、やはり査察のほうに回っていったんですが、査察でやってる間にですね、肝心要の社長、実行行為者は社長であったんですけども。社長が高齢のために亡くなってしまいました。刑事告発はしたんですけども、刑事事件としては不発に終わったというような事案もございました。これは足かけ3年かかりました。

それから、仙台国税局ではないんですけども、東京国税局中心で盛んにやっております、タックスヘイブン税制がありますが、これも事案によっては何年もかけてやっていると聞いております。恐らく今もそうなってると思います。そういうわけで、調査と言ってもさまざまな形態のものがあるということだけは、ご理解を願います。

2枚目にまいります。調査というものを考えるとき、法的根拠といいますが、そういうものはどういうものかというものが一つ、やはり理解しておかなければならないだろうというふうに思います。

それでは3ページ目に、条文を引用していますが、かっこの中は飛ばしまして読みますと、『国税庁、国税局若しくは税務署又は税関の当該職員は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提

1. 税務調査とは

- ▶ 納税者が、税法の定めに基づき、その納税義務を適正に履行しているかどうかについて課税庁の担当職員が検査すること

2

2. 質問検査権

- ▶ 国税通則法 第74条の2
 - ▶ 第1項

国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税に関する調査を行う場合に限る。）は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件（税関の当該職員が行う調査にあつては、課税貨物（消費税法第2条第1項第11号（定義）に規定する課税貨物をいう。第4号イにおいて同じ。）又はその帳簿書類その他の物件とする。）を検査し、又は当該物件（その写しを含む。次条から第74条の6まで（当該職員の質問検査権）において同じ。）の提示若しくは提出を求めることができる。

3

示若しくは提出を求めることができる』このような条文になってございます。

これは23年の国税通則法改正に伴って、こういう条文が通則法に入ったんですが、同じ内容は、前は法人税法にありました。内容はほとんど変わっていません。ここでのポイントは、当該職員は、必要があるときは質問、検査、提示若しくは提出を求めることができますよというのが骨格でございまして、どのような形態の調査を国税側ができるか、これに尽きるわけです。これ以外のものは何もないわけです。質問、検査、それから提示要求と、それしかありません、法的には。

ただ、若干ながらありますのが、4ページのほうにありますように、イは法人、俗にいう本調査、会社に行って調査するという。それから、ロのほうは、『イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者』とありますが、これは、反面調査のことでして、これを調査するのは

2. 質問検査権

▶ 国税通則法 第74条の2

▶ 第1項（続き）

- 二 法人税又は地方法人税に関する調査 次に掲げる者
 - イ 法人（法人税法第2条第29号の2（定義）に規定する法人課税信託の引受けを行う個人を含む。第4項において同じ。）
 - ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

4

税務署員でございます。反面調査権、これこそが、何をやるにしても、これに尽きるというものがございます。それ以外のものは一切やってはいないというか、場合によっては鑑定人に鑑定を、そういうのはあるんですけど。権力行政としてはこういうものに尽きるということでもあります。

5ページにまいります。5ページの中でも、参考としまして、国税犯則取締法がございます。これは、俗に国犯法と言ってるんですが、査察調査の権限の条文でございます。査察調査の場合は、国犯法第1条および第2条によって調査をしているということです。

この1条を見ますと、さっきの条文に非常に似てまして、一つは質問、それから検査、それから領置と三つあります、第1条のほうは。質問、検査、領置と。納税者その他に対して質問する。そして物品、帳簿、書類を検査する。それから出てきたものを領置する。

2. 質問検査権

▶ （参考）

国税犯則取締法

第1条

収税官吏ハ国税（関税及噸税ヲ除ク以下同シ）ニ関スル犯則事件（以下犯則事件ト称ス）ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

第2条

収税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所属官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得

5

第2条のほうは、臨検、搜索、差押と言います。これはよく、テレビの刑事ドラマと同じことになりまして、相手が了解しようがしまいが、とにかく行って臨検する、搜索する、これも相手の承諾とか一切関係なくやる。差押も同じでございます。第2条のほうは、いわゆる裁判官の許可状がなければできません。従いまして、事前に着手前にかかなりの内偵調査をやりまして、犯則をしておりますと、およそどのぐらいの犯則規模です、ということを経験官に疎明というんですけど、証明までは至らないんですけども、かなりの精度のあるものを説明しなくちゃならないわけです。そして裁判官が了解したら、許可状をもらう。臨検・搜索・差押許可状というのをもらいまして、そしてやるということでございます。

国犯法上も、国税職員には身柄拘束権はありません。逮捕権というのはありません。身柄拘束というのは、脱税者についてはないのかというと、全くそういうことではありません。身柄拘束は検事が全てやります。税務署の場合は、留置所もありませんし、監視者もおりませんので、身柄拘束ができないんです。警察署には立派なそういう部屋がありますから、検事が逮捕して、20日間の身柄を拘束してやるというふうなシステムになっております。それは今も同じだと思いますが、検事はなるべく質問に答えないと、いわゆる非協力的な犯則者といいますが、対象者につきましては、ほとんど全て、身柄拘束してやります。そういう実態にあります。

国税局の普通の調査は、身柄拘束はしないのかとなると、それは行っていません。ただ、よく、任意調査なんだからなんぼ拒否しても一層構いませんという、主張している団体がありますが、そういうことは一切ありません。やはり罰則規定はあります。

6ページの所に、昭和48年の最高裁の判決文なんですが、『質問検査の相手方は受忍義務を負い、その履行を間接的心理的に強制されているが、あえて質問検査を受忍しない場合には、それ以上に直接的物理的に強制しえないという関係』なんです。すなわち、強制的に質問に対する答えを引き出すとか、そういうことはできないという関係なんです。しかしながら、正当な理由が

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(1) 任意調査と強制調査

質問検査の相手方は受忍義務を負い、その履行を間接的心理的に強制されているが、あえて質問検査を受忍しない場合には、それ以上に直接的物理的に強制しえないという関係

(最高裁昭和48年7月10日第3小法廷)

(参考) 国税通則法第127条 (罰則)

なくて、質問に対して答えなければ、それは罰則の適用があります。6ページにある文章は、最高裁の48年の、まさしく罰則を適用したときの判決文です。これは民商事件で、普通の人がうそこいたとか、虚偽答弁したとかざらにありますけど、そういうことをみんな刑事裁判に持っていったるわけではありません。この事例は、それこそ数年かかった事案だと思います。そして民商の、そのこの地区の支部長といいますか、それを警察が逮捕したというものの判決文でございます。条文的には、一般の任意調査であっても、質問を拒否するとか、そういう場合は罰則がかかります。任意調査だから答えても答えなくても一向に構わないという解釈は成立しないということだけは、皆様方にご理解願いたいと思います。

次に7ページにまいります。今度は、調査の具体的なものに入ってまいります。『国税通則法74条の10（事前通知を要しない場合）』というのがあります。『前条第1項の規定にかかわらず』、『税務署長等が調査の相手方である同条第3項第1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない』と、ザーッと読んだだけではあまり何のことかっていうのは意味分からないでしょうけども、結局は税務調査の、一つは納税義務者がした申告の内容、それから過去の調査結果ですね。過去の調査、不正計算をしましたとか、しかも1回だけでなく、繰り返しそういうことをやってますという内容、それから事業内容に関する情報、例えば、今はあまりはやらないでしょうけども、喫茶店の中でゲーム喫茶と称して博打をやっていると、さまざまな情報があるわけです。それから、国税庁等が保有する情報によれば、その他違法又は不当な行為を容易にする場合、あるいは、その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある、例えば、ある団体の構成員の調査の場合には、通知を要しない、そういうような規定

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(2) 予告調査と無予告調査

国税通則法 第74条の10（事前通知を要しない場合）

前条第1項の規定にかかわらず、税務署長等が調査の相手方である同条第3項第1号に掲げる納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同条第1項の規定による通知を要しない。

でございます。これは無予告調査の規定なんです。

あとは、私の知る限りは、昭和40年代の中頃までは、法人税の調査は、原則、無予告調査でした。そして、無予告調査に加えまして、現況調査というのが普通だったわけです。現況調査とは何をやったのか、共通するのはまず現金勘定がちゃんと合うのかということです。出納簿があるのか、出納簿付けているのであれば、現金残高がちゃんと合いますかということです。私が行った小規模法人はかなりの割合で、当時は現金出納簿というのはありませんでした。あっても前月末までしか書いてないとかいう状態でした。現金の帳簿残高と実際の現金残高が当然に合わないというのが当時の状況でした。昭和40年ぐらいは、立派な会社は別ですけど、そういうような会社がほとんどであったとっていいと思います。

それから何を見たかといいますと、金庫にある預金通帳などです。しかしながら、私の経験上、金庫にはろくなものがなかったと記憶しています。昔の株券だとか、もうなくなった会社の株券とか、がらくたばかり金庫にしまいこんで、大事なものは別のほうに保管するというのが一般的だったと記憶しています。重要なものは、社長が持ってるというよりは、社長の懐刀といいますか、そういう人が持ってるっていうのが非常に多かったというふうに記憶しております。小規模会社であっても、経理担当の女の人の人とかってというのは、大事な書類をちゃんと持ってるんですね。あと、ロッカーとか、そういうところに大事な書類がありました。

税務署では不正発見割合という言葉があります。これは、調査100件するうちに、重加算税をかける対象になったのは何件ですかというものです。30件あるとすれば不正発見割合は30パーセントというんです。大体当時は30パーセント台でした。

確か私の不鮮明な記憶によりますと、関東信越国税局の資料調査課の方々が、ある調査を、無予告で行ったことがありました。その際、その奥さまが、何億円らしきものを持って2階にかけ上った。それを資料調査課の方々が追いかけて行って、布団の中に隠したのを探したと、平たく言えばそういう事案が発生しまして、それもやはり、本人の承諾もなしに寝室の所を調査したというようなクレームがありまして、そういうものが調査の行く末ではないかというような、事案が発生しまして、そういう関係もあって、法人税の調査は原則無予告調査から、原則予告調査に転換しました。

法人税の調査方式としては、そこで大転換をしたわけでございます。この頃、国税庁は税務運営方針というものを出してあって、法人税の調査は、原則、事前予告をすると書いた。ところが、ある団体から調査のたびに、ある団体の構成員については無予告で行っていましたから、なぜ無予告で来るんだと、税務運営方針という国税庁の大方針に違反するのではないのかというクレームがありました。その議論だけで1日暮れるといいますか、そういうことが起きました。その後のはしばらくたってから、税務運営方針を出すのをやめて、恐らく今はないと思いますね。

今回、インターネットで調べましたら、税経新人会の文書に、51年分の税務運営方針というのが載っていました。当時の水準というのは、その前から比べれば、かなり改善はされておったんですが、やはり無予告で行ってみれば、ほとんどの調査で、現金出納簿不備が判明しております。

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(3) 準備調査

イ 内観調査

ロ 外観調査

ハ 資料情報

ニ 決算書・申告書（代表者等の申告書を含む）の分析、検討

ホ 調査箇所の抽出

8

よほど真面目な会社は現金出納簿をちゃんとやっています。そこで、真面目かどうかが一発で分かるというのが実態でした。

8ページにまいりまして、これは税務調査というのは、まず準備調査というのをやります。準備調査の中で、内観調査とか外観調査というのがあるんですけども、これは全部やるという意味ではありません。特に、例えば飲食店とか、外から見て大体分かるという所もあります。それから、皆さまがしょっちゅう行くような大衆酒場であれば、内観調査もあまり必要でないです。皆さまがた、あまり高級バーというのは、若い人は行ったことないですか、私は年取っても行ったことはありませんが、例えば、そういう店のテーブルとか、ものの規模とか、女性の容姿というか、それから数とか。値段ももちろんですが、とにかくそういうものを見れば、一発で申告が正しいかわかります。そういうところは、10パーセント削るとか、ちゃちなことしませんから。半分にするとか、大胆にやりますからね。

それから、資料情報というものが、国税の内部的には非常に大事にしております。それから当然ながら、決算書・申告書関係の分析、検討を事前に行います。特に小規模法人の場合は、当該法人の代表者等いずれかの中核部分の方の所得税の申告書もきちんと事前に把握しておかなければ、調査に行ったときに駄目です。私に言わせれば、申告書も持ってこないで調査に来ている人がいっぱいおりますけども、暗記して来てるんですかと私は冷やかしているけども、調査にならないと私はまず思いますよ。余談ですけども。

以上、どういうところから突破口にして調査するかというものを抽出するというのが、準備調査でございます。

それから9ページにまいります。9ページに本調査というふうに書いております。本調査というのは実際に会社に行って、会社の役員とか、税理士とか、事務員とかにお会いして聞くというのがあるんですが、ここでやっぱり、なんぼベテランであっても、事業概況の聴取ってというのは、

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(4) 本調査

イ 事業概況等の聴取

□ 帳簿調査

a. 質問、検査、物件の提示若しくは提出

b. 勘定科目別調査法（例：現金勘定調査法）

9

基本的に大事なんです。これを手抜きしますと、後でさっぱり訳分からなくなってくる。だからそこは、若干時間がかかってもやむを得ませんので、基本部分はきちっと押さえておかなければなりません。例えば、何の誰子という女の名前の普通預金が見つかった場合、それは何ですかね？

と言います。ちゃんと聞いておれば、その関係者にも言えないというようなことも分かるでしょうけども、いる者やらない者やら、分からない。曖昧模糊だという状態になりますから。事業概況をきちっと聞ける調査官は能力が高いんです。無駄なことばかり聞いているのは駄目ですけども、全く聞かないのは0点です、私に言わせれば。商売の特殊性っていうのはあるわけね。必ず、その会社によってありますから、そこをきちっと聞いて、押さえておくっていうことをやる調査官は、調査能力が高いんです。概況聴取で大体、調査官の能力は分かるといいますか、そういうことは言えます。

それから、帳簿調査というものがあります。これは言うがやすく、帳簿に書いてあることを、ただ見るのが帳簿調査かといえば、見るのも一応、形の上では帳簿調査なんですけども、果たして矛盾点があるのかないのかという、そういうものを見るのが帳簿調査になります。勘定科目別調査法と立派に書いたんですけど、例えば現金勘定調査法。現金勘定、例えば、私もたまに調査の立ち会いに行くんですが、自分で言うのも何ですが、現金勘定が赤字になっている期間がずっと続くとか、そういうことは現金の理論からしてあり得ないんですよね。現金勘定が赤字になった場合、それはなぜ赤字になったかという、入金を計上しないというのがあったり、出金を過大に計上したりというのものもある。どっちかのために現金が赤字になるのです。現金が多くある場合、架空の入金を立てます。架空の入金を立てるにしても、売り上げを立てては元も子もありませんので、例えば、仮受金で処理します。初歩的な手法ですよ。それには理屈はあるでしょ、架空の仮受金を立てれば、一応、現金の残高はプラスにできますから。昔はよくそういうのをやっていたわけです。今はコンピューターだからすぐ直されますから分かりません。手書き時代は、そう

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(5) 補充調査

イ 反面調査

法人税法 第154条

国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人（連結親法人の納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員がその連結親法人の各連結事業年度の連結所得に対する法人税に関する調査について必要があるときは、連結子法人を含む。）に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

ロ 代表者等所得の調査・・・小規模法人

ハ 金融機関等調査

10

いうのはざらにありました。手書き時代はですよ。今はいくらでも修正は利きますから。ただ、電子帳簿保存法を適用した場合は、修正機能ではちゃんと実績を残しておかなくちゃならないから、ほとんどの人は電子帳簿保存法を適用しないという実情になっております。

それから、10ページにまいます。反面調査というのがあります。条文がちょっと間違っていました。法人税法154条というのは、これが削除になりまして、国税通則法74条の2となっております。全部、各税であった質問、検査権の問題が、全部国税通則法に統合になりましたので、引用する法律が間違っていました。ここは、先ほど言いましたように、調査にとっては大事な部分です。不審点があるものは、全て反面調査に出向くっていうのも一つの方法でしょうけど、効率的にやらなければなりません。なるだけ不審点の大きいものから順番にやっていけば、非常に効率的にいくっていうのがあります。最初に大きいものからする。反面調査っていうのは意外に大変でして、土建屋の反面調査なんかは、あっちに行ったりこっちに行ったり、本当に苦勞はしなくちゃならないのがあるんですけども。いずれにしても、反面調査権というものがあって、これを行することができることになっています。

それから、代表者等の個人所得調査というのは、法人所得を調査するために行います。会社が小規模の場合には、それをやらなければ駄目です。よく、法人税の調査をしに行った場合、その代表者の個人換算所得を調査します。個人換算所得というのは、自分に対する役員報酬に、自分に対する支払家賃とか、そういうものを足せば、個人換算所得というのは出ます。それでご飯が食えるのか、子どもを立派な大学に入れて、立派に生活ができるんですかというのを見るわけでございます。

それから、金融機関等調査、これは銀行調査、証券会社調査のことをいっていますが、ほとんどの国税職員はこれで苦勞してきたと言っても過言ではありません。昔は、昭和27年にできた無記名定期預金というのが横行してまして、それを、誰のものかというものを、非常に銀行員と

やりあったんです。あるいは、昭和60年代には、無記名制度が廃止になりまして、今度はやったのが、仮名を使うというものです。仮名っていうとまるっきりでっちあげの架空名義ではなくて、現在いる人の名前ですから。ひどいのは、銀行員が自らその家族の名前を差し出して使うなんていうのもいっぱいありまして。それで、国税対銀行というのは、最悪の関係にあったわけです。

かつては、定期預金の99パーセントがマル優預金でした。日本の人口が1億1300万人しかいなかった時代ですね。当時は、あまりにも乱用しすぎて、このためマル優制度は縮小されて、一部障害者とか、そういう人がたに限定されてしまっています。

次に11ページにまいります。今はコンピューターで経理やってるっていうのが普通でございませぬ。税理士事務所でやってるコンピューターが、そのプログラムがおかしいとか思う人は、恐らくいないだろうと思いますが、しかし自分の所で作ってるコンピューターシステムは、必ずしもそうではありません。昔から、プログラムを含めたコンピューター内部の調査、処理過程調査と言ってますけども、そういうことはやってるはずでせぬ。国税局の調査課では、かなりやっていますね。コンピューターの内部に分け入って、コンピューターを動かしているプログラムの論理が合ってるのか、そういうものは調査しています。

それから、海外取引調査、これも、基本的には日本の税務職員は、日本国内でしか権限を行使できません。海外取引調査に行ってきましたという人はいますけども、それはごくごく限られた、自分の担当している会社の親会社の部分を調べに行っただけですから。外国の、例えば、アメリカの権限を侵すわけにはいかないとはいいますね。

次に、不正計算の動機というところにまいります。ここがちょっと、皆様方、これはどこにもあるというふうに言う人はいっぱいいるかもしれませんが、大きく分けると、ほぼこの類ではないのかと思います。1番大きいのは、会社の数が大きいせいもありまして、個人資産の形成、趣味とか嗜好と、こういう分野があります。いつの時代でも変わらないですね。会社の所得をちょ

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(6) コンピュータ会計

(7) 海外取引

(8) 不正計算の動機

- ① 個人資産の形成、趣味、嗜好のため
- ② 企業継続のため
- ③ 簿外経費捻出のため
- ④ 構造的不正の渦中にあるため

ろまかして、個人のために使うとか、そういう人は、絶対治りません。

2番目は企業継続のためです。利益調整といっても、当期の利益が予想以上に上がったので、少し減らして来期まで持ち越すということを行います。例えば、土建屋でいえば、外注費とか材料費を実態よりも多く立てて、当期の利益を減らして、来期に持ち越すというようなパターンですね。それから売掛金を計上しないとか、そういうものになります。

それから、簿外経費捻出のためです。これも、業界によりましては、なるだけその間に、いわゆる簿外リベートとか、簿外の交際費を使うという業界もあります。そういうところは、やはり金を工面しなくちゃならんというところでやるわけです。私らの経験を踏まえれば、最初は会社のためですが、最後は、自分のために不正計算をするようになります。

問題は次の④の構造的不正です。これの代表的な例が、仙台を中心にしてなされたゼネコン汚職です。これは平成5年、当時の石井仙台市長の逮捕を契機にしまして、取引関係者数名、続いて本間俊太郎宮城県知事他逮捕、最終的には中村喜四郎、当時の建設大臣とか、竹内茨城県知事とかも逮捕されています。仙台の、大手スーパーゼネコンと鹿島、大成、清水他、名だたるゼネコン汚職で、全て東京地検特捜部にやられまして、大騒ぎになったわけです。そのときに、仙台市庁の庁舎なんかまだ、もうすぐ建て直ししようと言っておったのが、まだ建ってない。道連れになって、国税の合同庁舎建設も遅れました。県庁舎だけは、知事が捕まる前に完成していましたから。あそこが一番要領よく立ち回ったかも分かりませんが、そういうような事件があります。当時ほうわさされたのが、官庁工事、県とか市の発注工事の2パーセントという声はかなり流れていましたね。大手ゼネコンの指示の下に、下っ端のほうがお金を上納する。建設業っていうのは大体、6段重ねという言葉がある。元請けの下に下請けが6層重なるという意味です。そして下のほうから金集めてきて、上納するという、そういうパターンなんです。従って、そういうところに入ってる会社は、必ず不正計算をせざるを得ない。この事件は、地検の応援検事がその後、取引関係者を取り調べ中に、勢い余ってぶん殴ったという事件が発生しました。それでこの捜査はそこで終わる。あれからずっとやっておれば、もっと盛大なものになっただろうとは思いますが。

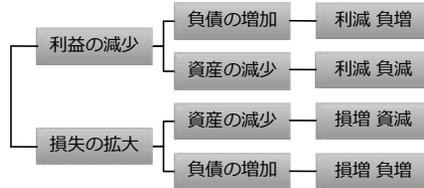
この事件を契機にして用途秘匿金課税制度というのができました。使い道を言わない架空外注費を1億円立てれば、加算税まで入れれば9000万円の税金を払う。1億円使ったところに、重加算税まで含めれば9000万円税金も払うというような制度になりました。従いまして、私が知る限りでは、仙台の大手ゼネコンは、そこで一切やめました。今をもってやってないと思います。パチンコ屋なんかも、一斉にやめます。だから用途秘匿金課税というものは、税務調査に当たり、非常に大きいインパクトといいますか、事件であったと私は思っております。

それから12ページに入ります。ここは読んでもらえばよいかと思います。ぜひ税理士事務員の方は、ここの理屈は覚えてもらいたい。脱税というよりも、過少申告というのは、負債の増加をたどれば、わかります。

それから『P/LとB/Sの相互関係』というのがあります。税務職員の調査は、みんなこのB/S

3. 税務調査に関する用語あれこれ

(9) 利益削減の方法（不正計算の簿記的理解）



(10) P/LとB/Sの相互関係

12

4. 国税の調査担当組織

(1) 国税庁の機構図

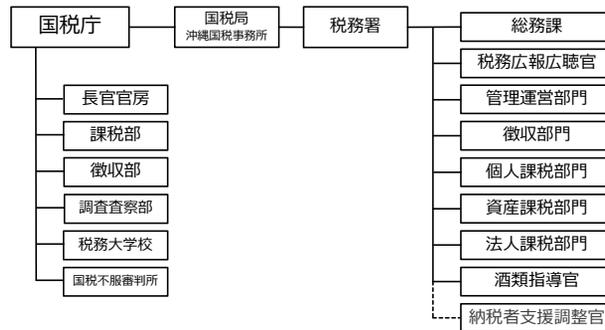


図1 国税庁の機構 <https://www.nta.go.jp/soshiki/kokuzeicho/kiko/kikou.htm>

13

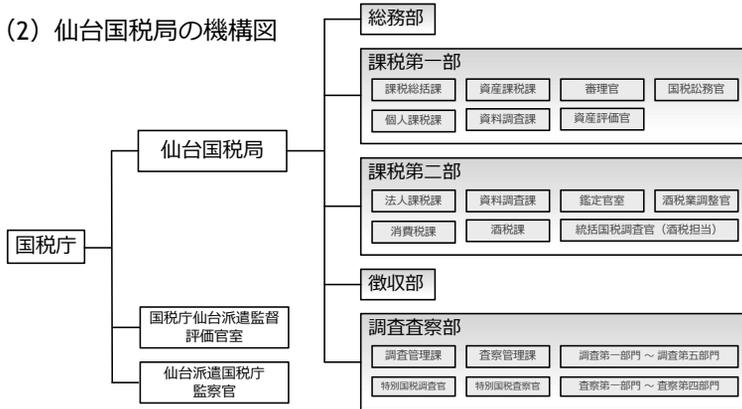
は何ぞやとかを必ず考えます。P/Lで見つかったのは、B/Sはどこにいったんだと。それから、B/Sは、例えば娘の結婚式の金に使いました、なんぼかかったんですか、300万かかりました、しかしP/Lで見つかったのは100万しかありません、あとの200万はどっから出したんですか、もう一回P/Lに戻ってくる。こういうP/LとB/Sを行ったり来たりさせて、つじつまが合うまで、きちんとやるというのが調査の鉄則です。

それから、『国税の調査担当組織』です。かつては、国税庁も自ら調査したこともあったようですが、今は自分では調査をしておりません。調査をしているのは、国税局以下でございます。

そして、仙台国税局の例を見ますと、課税一部というのは、個人関係を担当しています。個人の調査は、課税総括課です。それから、調査ばかりやってるっていうのは資料調査課です。あと、資産課税課とか個人課税課、これは税務署の調査指導という形でやっています。課税二部という

4. 国税の調査担当組織

(2) 仙台国税局の機構図



14

のは、法人担当です。法人課税課もやっていますが、ここで主としてやってるのが資料調査課です。あと、調査査察部、これは調査課と査察課が分かれてまして、調査管理課の主たる仕事は、審理担当課というのが一番人数多いです。会計検査院対策としては、集まってきた申告書を直す役目がまずあります。それから調査事案の審理も、一応やっています。それから、調査一部門からずっとありますのは、調査だけです。それから査察管理課というものは、調査はしない。査察は4部門ありまして、そのうちの二つは情報担当です。内偵担当といってもいいです。そして、残りの二つは実施担当といいます。実施というものは、国犯法第1条、2条に基づいてやります。そのときは、査察総員約40数名だったんですけども、人手が足りない場合が普通です。そういう場合は、調査課の職員を併任命令しまして、調査課の職員も一緒にやっていました。今も同じことや

4. 国税の調査担当組織

(3) 仙台北税務署の機構図

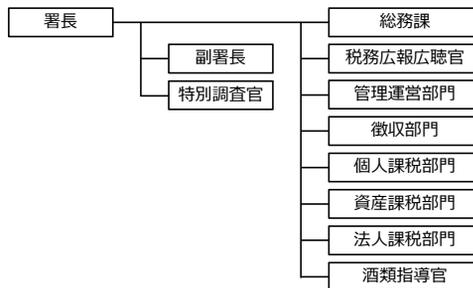


図2図3 仙台国税局・管内税務署機構図・国税庁

<https://www.nta.go.jp/sendai/guide/shokai/pdf/kiko.pdf>

15

ていると思います。

それから15ページにまいります。税務署は、お分かりのとおり、法人課税部門で法人税、源泉所得税、消費税を調査しているんです。その他、特官というのがあります。

次に16ページ。戦前の法人税というのは、一体どういうふうやっておったのかというのを、言いたかったわけです。法人税というものができたのが明治32年です。明治32年の所得税法の改正の中で出てます。その条文というのは、『第1種ノ所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度総損金ヲ控除スル。』というものです。総益金から総損金を引くというのが、国会で出された第1提案でした。その他、何だかんだって国会で議論がありまして、前年度繰越金とか、保険責任準備金とかどうするんだって議論になって、条文が増えていくんですが、もともとの条文というのは、これ1条だけです。法人税の課税所得を計算する規定というのは、今膨大にありますけども、

5. 法人税法及び同基本通達の沿革

(1) 明治20年 所得税法の創設

- ▶ 法人所得課税については見送り

(2) 明治32年 法人所得課税の創設

- ▶ 所得税法 第4条第1号

「第1種ノ所得ハ各事業年度総益金ヨリ同年度総損金、前年度繰越金及保険責任準備金ヲ控除シタルモノニ依ル（以下略）」

- ▶ 所得税法 第9条

「第一種ノ所得金額ハ損益計算書ヲ調査シ政府之ヲ決定ス」

- ▶ 税率 2.5%

- ▶ 明治32年4月1日 大蔵大臣内訓『所得税法施行上取扱方心得』

16

5. 法人税法及び同基本通達の沿革

(3) 昭和2年1月6日付主秘第1号

「所得税法施行二関スル取扱方通牒」（大蔵省主税局長通達）

(4) 昭和15年 法人税法の新設

(5) 昭和20年 大法人に対して申告納税制度導入

(6) 昭和25年 法人税法の改正（シャウブ勧告）

(7) 昭和25年9月25日付直法1-100「法人税基本通達」制定

17

明治32年の法人税法の初めの頃は、これ1条しかなかったというようなわけです。

通達がいつから始まったんだっていうのは、17ページにあります。通達は昭和2年1月6日に、主秘第1号というのが、所得税の主税局の秘密通達です。法人税についてもそういうものがまとまった通達として出たのが法人税の通達です。その前は、この各税務管理局、国税局から照会がいて、大蔵省の主税局で、これについてはこういうふうにやると、そういうような個別のものはあったんですけど、それを集大成したのが昭和2年です。

戦後にそれをまた集大成いたしまして、昭和44年に今の通達ができる、こういう経過を踏んでおります。従いまして、もともとは、非常にシンプルなものであったんですけども、だんだんと拡大して行って、今は本当に枕にもできないくらい厚くなっちゃったっていうのが現実です。

ということで、ちょうど時間にもなりました。最後に、タックスハイブンについてお話ししたいと思います。

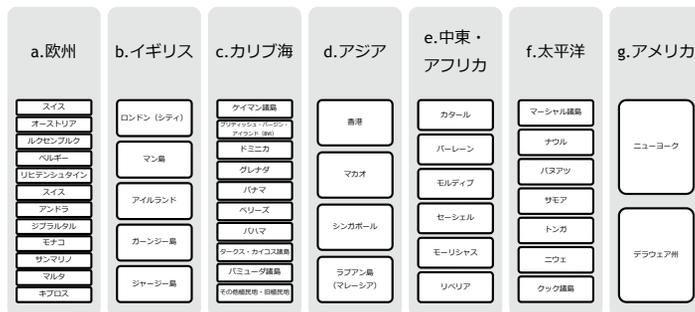
タックスハイブンは、仙台国税局ではやっていません。やっていませんっていうか、該当事案がありません。ただ、日本全体の税務調査の最大の問題は、これだと私は思います。みんな金は、そういうケイマン諸島経由とか、そういう所からみんな、ヨーロッパとかアメリカに流れていってしまふ。どこにいつているか誰も分からなくなってしまうというのが問題です。あと、暴力団課税です。暴力団は、私も資料調査課長のときに、アワビの密漁というのを経験しております。警察が、拘留してるだけでは鉄格子の向こうにおりますから別にいいんだけど、それが表に出たからは、これは本当に、言うに言えない、本音がありまして。だから、どうしてるかっていうのは、私はとても、今の質問検査権というもので、できるもんじゃないと思います。世界の中で、広く見ました場合、これにまともにもやっているのはロシアです。イタリアもかつてはのんびりして、みんな脱税しておったというんだけど、それじゃ駄目だということで、準軍事組織という、鉄砲を持って調査に行くという、そういう組織でやってるんだそうです。日本は誰がどうやるか、

5. 法人税法及び同基本通達の沿革

- (8) 昭和37年 国税通則法の制定
- (9) 昭和40年 法人税法の全文改正
- (10) 昭和44年5月1日「法人税基本通達の制定について」
- (11) 平成2年 地価税の創設
- (12) 平成6年 使途秘匿金課税の導入

6. タックスヘイブン

(2) タックスヘイブンの地域別分類



21

私は、本当に一つの大きいテーマだろうと思います。

それから、タックスヘイブンっていうものは、例えば、ヨーロッパ、イギリスっていうのは紳士だそうだけでも、一番悪いことする元凶があるんでないでしょうかと私は思いますね。盛んにG20とか、ああいうのでやってますが、政治家が分かるわけないので、やっぱりこれは日本国内で、立法という形で、どうするのというのがなければ、とてもじゃないけど解決できないと思います。

ということで、時間もきてしましまして、誠に恐縮でしたけども、一応、所定の時間がまいりましたので、これで終わらせていただきます。どうも、誠に清聴ありがとうございました。

質疑応答

小池 ありがとうございます。それでは、若干時間が残っておりますので、質問のある方いらしたらお願いしたいんですが。

澤口 質問失礼いたします。本学講師の澤口と申します。こんな質問して本当に恐縮なんでしょうけども、税務調査のプロセスの話で、任意調査で質問検査権と医療情報開示の話でございまして、よくうちの方でも、医療法人、いくつか持っております、調査に来られる担当者の方が、カルテ3年分出してくださいとか、そういうことでいろいろおっしゃるんですね。うちのほうの対応としては、医師の場合には憲法上、医師法上、守秘義務というのが付け加えられておまして、そういうふうに言われた場合、一応、月日と氏名を、最初に明らかにしてください、特定してくださいと。でないと、ただ漫然と3年分とか言われても、不特定調査になってしまいますよというお話をして、対応しておるんでございます。

あくまでも先生の個人的なお考え、もしくは、ざっくりばらんなお考えなんでございますけども、こういうような場合、先生はやっぱり任意調査でございまして、ある程度制約はしかるべきだろうとお思いなのか、それとも見せたほうがいいのでしょうか。

藤村 私の考えは、現役時代にも考えたことと同じですけども、医療上、確かにカルテを見せろと、こういう話でしょ、平たく言えばですが。確かにカルテには何だかんだいっぱい書いてますが、税務職員が見るというのは、病名とか何とかは一切関係なく、カルテでいえば点数だけです。金額は書かれてないわけでしょ。点数しかないわけです。だから、保険の場合でないでしょ、自由診療報酬の話でしょ。

澤口 ほとんどそうですね。

藤村 自由診療報酬の金額をやるには、カルテ以外にないわけです。お医者さんの場合は。でも税務書類以外、それこそ病名にマスキングするとか、恐らく名前によっては興味ないかもしれませんよ。何というか、澤口先生も国税の職場におられた人ですからお分かりのとおり、金額以外には興味は持たないわけね。暗記するって言ったって、暗記する能力も何もありませんしね。誰がどういう病気したかということをやす。そういう、確かにカルテとか問題になっているのは、お寺の過去帳もそうですが、あれもよく説明して、別にどこにどうやるんじゃないかと、過去帳の前の段階の、ノートとか、それでも言えば出してくれるというような話もした覚えもありますけども。そういうもんだらうと思います。

澤口 分かりました。ありがとうございます。

藤村 調整するとすればですね。

小池 その他に質問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

学生 経営学部4年の学生です。質問なのですが、タックスヘイブンによって流れている金額っていうのは、およそどのくらいなのでしょう。

藤村 どういう内容でした？

小池 多分分からないんだと思うんですけども、それ分かたら問題ないかと。タックスヘイブンに流れているお金はいくらですかという質問です。

藤村 お金？ 何のお金？

小池 タックスヘイブンに流れている、預貯金だとか。

藤村 タックスヘイブンか。タックスヘイブンというものの代表選手、ケイマン諸島っていうのが、日本人が非常に好きで、ケイマン諸島のファンだなんていうの買まして、やってるケースがあるんですが、そういう一つだけで、確か2、3年前のデータかと思うんですが、私の記憶にあるのが55兆なんぼだと思えます。ケイマンが一番多いんですけども。そういう金が流れてる。全部が脱税したとかそういう話ではないんですよ。膨大な金が、そういうふうについて、そこでケイマンにたまってわけでは絶対ありませんけど、ケイマンに行った人の話では、何にもないんだそうです。弁護士事務所の建物があって、何百という、マンションのプレートのようなものがずーっといっぱいあるという、いわゆるペーパーカンパニーですから。そういう所だそうですから、そこからヨーロッパ、イギリスとかアメリカとかに、いつてるだろうというふうに言われてるそうです。

小池 それではこの辺できょうは終わりにしたいと思います。藤村先生、きょうは本当に貴重なお話、ありがとうございました。皆さん、最後に盛大な拍手を・・・。

執筆者紹介

尾田 基（本学経営学部准教授）

折橋 伸哉（本学経営学部教授）

小池 和彰（本学経営学部教授）

藤村 元（税理士）

〔論 文〕

中京圏・順送りプレス Tier2 メーカーとの比較にみる東北自動車産業の可能性と限界
—三重県四日市市・伊藤製作所の事例を中心に—……………村 山 貴 俊 (1)

〔資 料〕

ビジネス・ケース 幸楽苑……………村 山 貴 俊 (41)

ビジネス・ケース 河北新報……………尾 田 基 (53)

平成27年度 東北学院大学経営研究所起業家シンポジウム
震災復興と経営者……………(69)

開会の挨拶

東北学院大学経営研究所所長・東北学院大学経営学部長 高橋 志朗

第一部 基調講演

- 第1報告 震災復興と経営者—積水ハウスの取り組み
積水ハウス(株) 代表取締役社長兼 COO 阿部 俊則
- 第2報告 震災復興と経営者—サン・ベンディング東北の取り組み
(株)サン・ベンディング東北 代表取締役社長 加藤 義夫
- 第3報告 震災復興と経営者—好まれる社会人とは
(株)山一地所 代表取締役会長 渡部 志朗

第二部 パネルディスカッション

司 会：鈴木 好和 (東北学院大学経営学部教授)
パネリスト：加藤 義夫, 渡部 志朗, 尾田 基
(東北学院大学経営学部准教授)
秋池 篤 (東北学院大学経営学部助教)
日時：平成27年6月26日 (金)
会場：土樋キャンパス8号館5階 押川記念ホール

平成27年度 東北学院大学経営研究所シンポジウム
地域ものづくり中小企業の競争力構築と持続可能性…………… (107)

開会の挨拶

東北学院大学経営研究所次長・東北学院大学経営学部教授 折橋 伸哉

第一部 基調講演

- 第1報告 ものづくり中小企業の競争力構築と持続可能性
東北学院大学経営研究所次長・東北学院大学経営学部教授 折橋 伸哉
- 第2報告 武内プレス工業の事業展開と経営戦略
武内プレス工業(株) 代表取締役社長 武内 繁和
- 第3報告 金型企業の体験的アジア戦略
(株)伊藤製作所 代表取締役社長 伊藤 澄夫
- 第4報告 広島地域における中小企業の可能性と課題
広島市立大学非常勤講師 岩城富士大

第二部 パネルディスカッション 中小企業の進化と持続可能性を考える

司 会：村山 貴俊 (東北学院大学経営学部教授)
パネリスト：武内 繁和, 伊藤 澄夫, 岩城 富士大, 折橋 伸哉
秋池 篤 (東北学院大学経営学部助教)
日時：平成27年10月24日 (土)
会場：土樋キャンパス8号館5階 押川記念ホール

東北学院大学学術研究会

会 長 松 本 宣 郎

評 議 員 長 小 宮 友 根
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 植 松 靖 夫 (庶務)

佐 藤 司 郎 (編集)

加 藤 幸 治 (会計)

経済学部 舟 島 義 人 (編集)

白 鳥 圭 志 (編集)

小 宮 友 根 (評議員長・編集委員長)

経営学部 小 池 和 彰 (会計)

折 橋 伸 哉 (編集)

法学部 岡 田 康 夫 (庶務)

白 井 培 嗣 (編集)

教養学部 仙 田 幸 子 (編集)

伊 藤 春 樹 (庶務)

上之郷 高 志 (編集)

柳 井 雅 也 (編集)

東北学院大学経営学論集 第 8 号

2016年 7月 8日 印 刷 (非売品)
2016年 7月 15日 発 行

編集兼 小 宮 友 根
発行人 針 生 英 一
印刷者
印刷所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒980-8511
仙台市青葉区土樋 一丁目 3 番 1 号東北学院大学内

TOHOKU GAKUIN

BUSINESS REVIEW

March 2016(No.8)

[Article]

Regulation Change and Two Local Contexts: A Case of Homestay Matching Services

.....Hajime ODA(1)

[Note]

A Case Study on Capability Building at Oversea Manufacturing Subsidiary

.....Shinya ORIHASHI(19)

[Document]

The 41st Workshop (Symposium) of the Research Institute of Business Administration of Tohoku Gakuin University.....(31)

Opening Address

Kazuaki KOIKE

The Current Situations and Issues of Tax Investigation

Hajime FUJIMURA

Questions and Answers

Facilitator: Kazuaki KOIKE

The Research Association, Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan